

令和元年宇治田原町議会運営委員会

令和元年10月31日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和元年第1回臨時会について

- ・署名議員について
- ・会期について
- ・提出議案について
- ・任命同意に係る所信聴取について
- ・議事日程（第1号）について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	6番	原田周一	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
企画財政課長	矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

10月も今日最後ということになりました。今日はいいい天気のようにございますが、随分9月から10月というのは厳しい天候のときがあり、各地においてもいろんな災害が起りまして、大変な状況でございました。

当宇治田原においては、比較的そういう問題もなく、非常に無事でこられたことは非常に被災地にとってはあれですが、幸いだったかなというふうに思っております。

それと、今日も台風が22号発生したようでございます。ただ、多分大丈夫だろうというふうに思いますけれども、やはりこういう地球環境の問題というものが大きくそういう災害につながっているんじゃないかというふうに思います。これからまだまだそういう状況が続くのかなということで、何とかしなきゃならんというふうに思っておりますけれども、皆さんそれぞれご自愛をいただきたいというふうに思います。

本日は議会運営委員会招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和元年第1回臨時会における議会運営について、お手元に配付いたしております会議日程により協議をお願いいたします。では、座らせていただきます。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は大変何かとお忙しい中、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

松本委員長、また今西副委員長のもと各委員には何かとひとつよろしく願いをしたいというふうに思うところでございます。

ただいま委員長のほうからご挨拶の中にもございましたけれども、令和元年も5月にスタートいたしまして、今年も明日からちょうどもう二月というようになってきているところでございます。非常に今年夏場における熱中症から、あるいはまた豪雨等々大変全国的に大きな災害、また命を落とされたというような大変な年の中におきまして、本町においては何とか助けていただいたというようなところでございますけれども、いつどこでこういったことが本町にも、そういった直撃されるおそれがあるということもございますので、そういった防災、あるいはまた地震等々、そういったところにも常に気をしっかりと使いながら、早く住民の皆さんに情報提供をしていくということを改めて思っているところでございます。

そういった中で、本当に日ごとにそういった涼しいというよりも、夜になりますと寒いというような、そんな秋の深まりを感じるところでございますけれども、そういった中で、今日朝未明に沖縄県の首里城跡が、そういったところが世界遺産に指定されているようですけれども、それに火災が起きて、まだ燃えているということで、非常に我々にとっても大変ショックな話が来ているところでございますけれども、こういう涼しく、また寒くなると、また本町においても火を使う機会が大変多くなるということもございますので、住民の皆さんにもしっかりと防火のほうの啓発も引き続いてやっていきたいというふうに思っているところでございます。そういった点からでも、そういうような季節柄、各委員にはお体には十分にご自愛いただきまして、ますますご活躍をいただきたいというふうに思っているところでございます。

では、今ございましたように、臨時会をお願いいたしまして、その中で人事案件、また報告案件、またこれらについてお願いしていききたいというふうに思っております。また、後ほど提案説明させていただきますので、どうぞよろしく賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきたいと思っております。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございました。

それでは本日の議事に入ります。

日程第1、令和元年第1回臨時会についてを議題といたします。

1つ目でございますが、署名議員について事務局からお願いします。村山事務局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、会議録署名議員の指名でございますけれども、今臨時会につきましては、5番、田中修議員、そして7番、馬場哉議員にお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございます。今出ましたように、お二人の方をお願いしたいと思います。

2つ目でございますが、会期についてでございます。

会期については招集日を11月7日木曜日でございます。1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、異議なしということを確認しました。11月7日、1日といたします。

3つ目でございます。提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。

す。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、着座にさせていただいて失礼いたします。

それでは、今回お願いいたします議案につきまして、私のほうから提案の説明をさせていただきますと思います。

お手元のほうに議案の第42号でございます。宇治田原町教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

本件につきましては、今現在教育委員でございます田中典夫氏の任期が本年11月25日をもって満了いたしますことから、田中典夫先生もよく頑張っていたんですけれども、もうどうしてもちょっと今回退任したいということでございまして、そうしたことから後任者として新たに川崎文男氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

この川崎氏におかれましては、本町南に在住で、本町南でお生まれになられまして、もちろん本町出身で、まず田原小学校、また維孝館中学校、そして卒業されて城陽高校のちょうど1期生として入学されて、そして、それを卒業と同時に滋賀大学教育学部に入学されまして、そこで教育学を専攻されまして、昭和54年に滋賀県大津市の大石小学校に着任された。それ以降瀬田東小学校など、大津市内の小学校において多くの子どもたちを育成されてきたということです。この方、本町在住ということで宇治田原町から大津市の各学校に宇治田原から通っていただいたと、こういった方ございまして、その途中では、大津市立教育研究所の副参事、また大津市教育センター次長や、あるいはまた大津市の教育委員会のほうに割愛人事で行かれて学校教育課長などを担当され、非常に教育行政においては多様な業務を行われたということで、そういった大津市の教育委員会からまた学校に戻られたときには、瀬田小学校の校長として平成25年4月に着任されて、平成29年3月に定年退職されたというところでございます。瀬田小学校も大津市の中では非常にマンモスの小学校で1,000人から、その当時は1,200人ほどおられたようすけれども、今もまた増えているような非常に大きな小学校の校長をされ、また大津市の小学校は37校あるわけすけれども、その37校の校長会の会長も務められて、そして平成29年3月に定年退職されたということです。今現在、大津市の瀬田公民館生涯学習専門員ということで行っておられますけれども、滋賀大学の卒業生の方でございますので、そこの同窓会の事務局長も今行っておられるそうございまして、いずれも宇治田原から通って、嘱託ということで週に3日、4日

行っておられるようでございます。非常にこの方人格高潔でございます、教育現場に豊富な経験と知識であるということとあわせまして、教育行政に対して非常に高い識見を持っておられるということと、本人も宇治田原町で生まれて、宇治田原町で育って、やはり宇治田原町で生まれた郷で何かお役に立てればというような熱いお気持ちとあわせまして、この方は非常に子どもさんが好きな方でございます、やはり一生そういった子どもさんと共に過ごしていきたいというようなことで、非常に今後こういった学力向上の問題あるいはまた小中一貫教育の推進など、本町の教育行政をこれからどんどん進めていくに当たりましては、非常に最適者であるというようなことを思いまして、今回何とか議会のほうで同意をお願いしたいということで提案をさせていただいているものでございます。どうぞよろしくご審議を賜りまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告案件の今度第9号でございます。財産の取得の一部変更に係る専決処分についてということでお願いをしたいと思います。

令和元年9月議会のときに定例会でご可決を賜りました新庁舎の備品一式の取得についてでございますけれども、10月1日から消費税及び地方消費税の税率の改正に伴いまして、当初取得金額の額に変更が生じたことから、地方自治法の第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により今回報告をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、報告第10号でございます。これも宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟の建設工事（建築工事）の請負契約の一部変更に係る専決処分についてでございます。

これも同じ9月議会定例会で非常に日程的にもハードに組んでいただきまして、本当に感謝しているところでございますけれども、この中で可決を賜りました宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟の建設工事（建築工事）の請負契約について、これも10月1日からの改正に伴います消費税及び地方消費税の税率の改正に伴いまして当初契約の金額の変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項に基づき議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により今回報告をさせていただきたいというように考えております。以上でございます。どうぞよろしくご審議賜り、またご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑をお受けしたい

と思います。いかがでしょうか。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 報告事項の第9号と第10号、これは9月末現在で契約はなされていなかったんですか、まだ。

○委員長（松本健治） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 入札が済みまして、仮契約させていただいて、議決をいただいた後に本契約と、契約書を交わしてございます。その時点では8%の額の契約書で契約させていただいているというものでございます。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口重和委員。

○委員（谷口重和） ちょっとわかりにくいねけど。これ、仮契約と。本契約はいつですか。

○委員長（松本健治） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 議決日ということになります。

○委員長（松本健治） 谷口重和委員。

○委員（谷口重和） ということは9月27日ですね。8%ですね。それ契約しておいて、また10%になったから、またプラス2%というのは、これ、説明してもらわなければならないんですけれども。

○委員長（松本健治） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） おおよそのこれまでの流れ申し上げたいと存じます。

消費税が8%から10%になる、10月1日から10%になるというのはあらかじめ予想されたこととございます。そうした中で、我々宇治田原町としての各種契約書をどうするかということについては内部でも議論いたしました。特に今年度に入りまして以降の契約書をどういうふうを書くかということで、スタイルといたしましては8%のまままずは契約して、10%になった時点で契約書を変える。もしくは初めから10%にしておくというようなことも想定されたところでございます、もちろん10月をまたぐような契約書のケースでございますけれども。

そうした中で、本町としては、どういう采をとるかというところでございますが、10月1日から変わるというのは、まず十中八九間違いないところであろうかとは想定はしておりましたが、国のほうではリーマンショック級の何かが起こらない限りやるといようなこともおっしゃられておりましたので、そのようなあたりをもろもろ勘案すると、まずは8%とすることが望ましいであろうと。

ただ、事務の煩雑さを考えますと、契約書をまた10%に契約書を変更し直すという

手間も大変かと考えました。従いまして、私ども今年度に入りましてからとりましたやり方と申しますのは、当初は8%で契約をした上で契約書上には、ですから、例えば100万円の契約があったとすると108万円で契約書を交わしていただきます。その契約書の中には消費税率の変更があった場合には、その変更後の額で計算するという但し書きを書いておりますので、契約書上はあえて結び直す必要はない。100万円の税抜きのもので108万円で契約をしております。110万円になったとしても、契約書上は結び直す必要はない。ただし、予算に伴います支出負担行為、それにつきましては変更する手続きがございますので、内部処理として支出負担行為額を110万円で処理するというようなことをさせていただいております。

そういうやり方をしようとする中で、議会へご提案申し上げております案件につきましても、例えば工事案件でしたら5,000万円以上というふうになるんですけれども、そういうものにつきましても同じスタイルを踏襲しておりますので、契約書上、その契約書そのものの変更手続は要しない。但し書きに変更後の税率で計算すると書いてございますので必要はないと。ただ、支出負担行為を変更する必要がある。ただし、支出負担行為を変更しようすれば、もともとの8%の額でご可決をいただいておりますので、それを変更する場合には、再度議会に対する変更手続を要するわけでございます。ただ、議会のほうでお認めいただいておりますのは軽微な変更、契約額の10%以内かつ500万円以内のものについては、専決処分してもいいよということで議会のほうでご可決いただいておりますので、規定を決めていただいておりますので、その手続にのっとりまして専決処分行為をさせていただいたというような流れでございます。以上です。

○委員長（松本健治） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口重和委員のご質問でございますけれども、簡単に申し上げたら、今年の3月までに既に契約をしていると8%のままいきますと。でも、4月以降の契約について10月をまたがると消費税が変わることになっております。

ですから、新年度に入ってから10%で契約してもよかったんですけれども、正式に、今総務部長説明したように決まっていないので、今のままでいっておくと。ですけど、今の新庁舎のほうについては、もう既にそれ以前に契約しておりますので8%のままいくと。

今回のお願いしております備品の什器関係と、あるいはまた保健センター・支援センター棟については9月に議会の議決をいただいたということにあわせて、そのときに契

約日になったということで10月をまたがって、そういった備品の搬入あるいはまた工事のほうを進めますので、その時点で消費税が8%から10%に変わりましたので、ですから、初めからわかっていたやんかとおっしゃったらそれまでですけども、まだしっかりと決まってないんで、本町の、これは市町村によっても非常にやり方の違う、また本町と同じやり方、いろいろ異なっているところはあるんですけども、いずれにしても消費税が変わった段階でその分についての部分に変更になったということで、議会のほうで非常にこうして議決を賜っているのは、請負金額の金額に議決をいただいておりますので、その金額が2%増えたということで変わるということで今回そういった専決をさせていただいて、そういった変更を契約していきたいと、このように思っているところがございます。以上でございます。

○委員（谷口重和） わかりました。

○委員長（松本健治） 他に。はい、谷口議長。

○議長（谷口 整） この消費税の話なんですけれども、ちょっと制度が複雑になっているとか、ちょっと勘違いする分があって今の質問になったかなと思うんです。今副町長言われたように旧年度、だから平成30年度までに契約していたらそのままいけた。

ところが31年、元年度に契約がもう越えた段階で消費税が変わってくるということなんで、こんなことになったんですけども、ただ、契約上は先ほど説明あったように消費税が変わったらその分の変更契約しませんと、自動的に出しますよという契約になっておるわけですね。となれば、これ、9月の段階で議会の議決を得たときに、こちらのほうの議決の金額も8%で計算してあるからこうやけれども、10月以降10%になればその分自動的に上がりますよという説明があってもよかったのかなと、まずはね。それが全然説明なく、ずっと来ているから今議員の中でもちょっと混乱を起こすようなことになってると思うんですよ。あのときの説明がちょっと不十分やったなというのが1点と、ほんで、もう一点、今さらの話やけれども、例えばその議決をとるときに、契約書と同じように8%やからこうやけれども、10%になったらこうですよという議決の取り方はなかったのかなと。ちょっとそこは、もう今さらしゃあないけれども、こんなみすみす10%になるのわかったって専決せんでも、専決しはんのは町の勝手なんで別にいいですけども、何やしらんけれども、ほんまにけったいな感じが残るとというのが今回の専決の方法かなというふうに思うんです。そこら辺何かあれば。

○委員長（松本健治） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまおっしゃったご質問に答弁申し上げたいと思いますけれ

ども。もう、いや、もうこれはちょっと一言対応のまずさにお詫びを申し上げたいと思っております。

今おっしゃったとおりでございますので、ただ、正式に決まったものでもなかったの、なかなかその辺が各市町村にもばらつきがあったということで、そういったような内容でございましたけれども、今おっしゃったことは、確かに事前にわかってたんやろということはもう重々承知しておりますので、今後こういうことのないように努めてまいりたいというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） では、以上で提出議案について終わります。

次に、任命同意に係る所信聴取について、申し合わせ事項であります選任（任命）同意に係る人事案件の招致については状況に応じてということでございますが、今回の案件についてどのようにするかをお諮りしたいと思います。

副町長そして教育長及び監査委員については、招致することとしておりますが、今回の教育委員の選任につきましてはいかがでございましょうか。はい、山内委員。

○委員（山内実貴子） 教育委員さんでありますので、なしということでいきたいと思えます。

○委員長（松本健治） 今なしということで山内委員からございました。ほか、よろしいですか。同じような対応、よろしいですか。原田委員。

○委員（原田周一） 私はできたら意見聴取というんですか、されたほうがいいと思う。というのは、今現在の委員さんですね、PTA枠を除いた方も過去やってきていますんで、特に今の教育委員さん、今度なられる方は本町の今小中一貫の問題もありますんで、できたら、先ほど副町長からいろんな経験されていると、経験豊富な方やということの説明はいただきましたけれども、ご本人からその辺のことを含めて、ちょっとお聞きしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけど。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 私も2期目は別として、初めてですので、重要な仕事につかれるんで、できたら、本人次第ですけれども、原田委員の聴取に対して賛成です。

○委員長（松本健治） では、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時40分

○委員長（松本健治） それでは、休憩前に続きまして会議を進めたいと思います。

一部ご意見頂戴いたしておりますが、今回、この教育委員の選任につきましては、他で今後いろんな検討課題というのは出てくるかもしれませんが、申し合わせ事項に準拠いたしまして、今回の教育委員の選任については招致しないということにしたいと思っております。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、そういうことで確認させていただきたいと思っております。

所信聴取を行わないことで決定いたします。では、所信聴取の件については終わります。

次に、議事日程第1号について事務局から説明を願います。村山事務局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付しておりますレジュメの次につけさせていただきます令和元年第1回宇治田原町議会臨時会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、令和元年11月7日木曜日午前10時が開議でございます。

日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほど申し上げました5番、田中議員、7番、馬場議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定についてでございます。これも先ほど確認をいただきました11月7日1日限りとさせていただきたく思っております。この会期の決定の後に町長からご挨拶が入る予定としております。

次に、日程第3、第4、報告第9号、第10号でございますけれども、一括議題という形で町長よりこの2本につきまして一括して報告していただく予定としております。こちら報告案件となっておりますので、報告のみと、質疑等はございませんので、よろしくお願いたします。

次に、日程第5、議案第42号の宇治田原町教育委員会委員の任命につきましては、提案理由の説明後、暫時休憩とさせていただきまして、ここ委員会室におきまして、まず全員協議会を開催いただき、本人招致は行いませんけれども、副町長のほうから詳細の説明を受けまして協議いただく予定としております。そして、全員協議会終了後、本会議場に戻っていただきまして、質疑・討論・採決を予定しているところでございます。

そして最後になります日程第6、閉会中の継続調査の申し出につきましては、従来どおり、議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、そして新庁舎の特別委員会、新名神特別委員会、小中の特別委員会、広報編集委員会からの継続調査の申

し出を提出していただく予定としておりますので、日程第6に上げさせていただきます。以上でございます。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員の皆さん方から質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいでしょうか。

今局長のほうから説明いただいた日程に基づいて運営したいというふうに思います。

次に、本会議において討論または質疑を予定されている方については、討論または質疑の通告書を議長宛てに提出していただくことといたしておりますが、本臨時会は1日としておりますことから、通告書を提出していただくタイミングがございません。その点、ご了承いただきたいというふうに思います。

以上、日程第1、令和元年第1回臨時会については終わります。

次に、日程第2、その他について、この際何かございましたら発言をお願いします。
奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 私のほうから皆様方に閉会後の全員協議会の開催をお願い申し上げます。

皆様ご存じのとおり、現在第5次まちづくり総合計画の改定作業を進めておるところでございます。その過程の中で、先般去る10月28日に、この総合計画を審議いただく外部の委員会でございますまちづくり総合計画審議会第2回目となりますが、会議を10月28日にさせていただきました。その結果、内容等につきましてご説明、ご報告を申し上げたいと思いますので、その内容につきまして全員協議会のほうを開催お願いしたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（松本健治） ただいま奥谷部長のほうから閉会後の全員協議会の開催、その内容についてはまちづくり総合計画審議会の結果について報告したいと、こういうことでございました。

その他、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。

それでは、これもちまして今臨時会に付議されました事件の議会運営委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時46分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治